

## 名誉会員・功労会員資格の付与について

(平成 20 年 2 月 6 日制定)

(平成 26 年 12 月 6 日改定)

1. 理事会は、任期満了評議員再任規定第 3 条第 2 項により評議員資格または評議員再任資格を喪失する評議員の内から、名誉会員および功労会員の候補者を決定し、評議員会・総会に推薦する。
2. 名誉会員候補者は、(1)理事長・年次学術集会長経験者と、(2)評議員 3 名以上の推薦のあった者で理事会において承認された者とする。
3. 功労会員候補者は、名誉会員候補者以外の該当者で、希望する者全員を有資格者とする。ただし、当該有資格者であっても、功労会員資格の付与を希望しない者は、評議員でない一般会員として学会に参加できる。
4. 名誉会員・功労会員資格付与の手順は、以下の通りとする。
  - (1) 事務局は、翌年 3 月 31 日時点で満 65 歳以上となる評議員に対し、6 月 30 日までに、翌年 3 月 31 日に評議員資格または評議員再任資格を喪失することを報せ、功労会員資格の付与に関する希望の有無を確認する回答用紙を送付し、10 月 31 日までの返答を求める。
  - (2) 一方、事務局は、全評議員に対し、翌年 3 月 31 日に評議員資格または評議員再任資格を喪失する評議員について、6 月 30 日までに、該当者リスト(理事長・年次学術集会長の経験者が自動的に名誉会員候補者となる旨を明記しておくこと)を配布し、同リスト掲載者の中から名誉会員候補者としてふさわしいと考える人物の推薦(評議員 3 名以上の連名が必要であることを明記しておくこと)を求める。なお、この依頼に際しては、評議員 選出規定第 6 条に基く新規評議員候補の推薦も併せて依頼し、いずれも 10 月 31 日までの対応を求める。
  - (3) 事務局は、11 月 30 日までに、上記有資格者への功労会員資格付与希望の有無に関する回答書と、評議員からの名誉会員候補者推薦状(および新規評議委員候補者推薦状)の回収と資料の整理を実施し、完了後直ちに理事長および会員委員会 委員長(同委員会が存在しない場合、代替者が既に定められていれば当該代替者、代替者が定められていなければ理事長が指名する者、以下同)に、それらの結果を、報告する。
  - (4) 会員委員会 委員長は、理事長の事前内諾の下に、12 月(または直近)開催の理事会において結果を報告する。
  - (5) 理事会は、審議の上、名誉会員・功労会員(および新規評議員)の候補者を決定して、評議員会・総会に推薦する。
  - (6) 評議員会・総会は、理事会より推薦された候補者への資格付与の可否について、議決する。
  - (7) 事務局は、資格付与に関する最終結果に基き、当該候補者への通知を含む諸般の手続等について、適宜対応する。